

# Ian McEwan's The Children Act : Conflicts of Religious Belief and the Law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武藤, 哲郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6170">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6170</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## イアン・マキューアンの *The Children Act*

— 信仰と法の対立 —

武藤 哲郎

【キーワード】マキューアン, *Children Act*, エホバの証人, 輸血

### はじめに

2014年8月に出版された *The Children Act* は Ian McEwan の 13 番目の小説になる。今回の主人公は、*Saturday* (2005) の脳神経外科医 Henry Perowne, *Solar* (2010) の物理学者 Michael Beard, そして *Sweet Tooth* (2012) の諜報部員 Serena Frome とは全く異なった世界に属する、王立裁判所高等法院家事部の女性裁判官 Fiona Maye である。マキューアンといえば、'Ian Macabre' とニックネームが付けられるほど、人間の「狂気」を巧みなプロット運びで描き出すことにかけては他に追従を許さない作家である。しかし、最近になって彼は医学、物理学そして気候学の分野に足を踏み入れて専門家顔負けの知識を小説の中で披露して読者を楽しませている。今回は法律の世界に踏み込んで、「エホバの証人」の輸血拒否という社会的関心の高いトピックを小説のテーマに据えて新しい取り組みをしている。

Adam Henry は 17 歳と 9 ヶ月で白血病に罹り、「エホバの証人」を信仰する両親と彼は教理に従って輸血を拒否する。病院側は輸血の許可を求めて上訴する。Adam はまだ未成年なので、治療を受けるか否かの判断は法的には親権者に委ねられている。ただ、生命に関わる特異なケースなので、上訴院が児童の保護を理由に両親の訴えを却下できる可能性もある。Fiona はこのようなむずかしい判断を迫られる訴訟をいくつも手がけて来た有能な裁判官である。ただ、今回は冷静であるはずの彼女が越えてはいけない一線を越えてしまうのだが。

*The Children Act* は *The New York Times* 紙によると 2014 年 10 月現在でベスト・セラー 8 位にランク付けされている。批評を読むとやはり賛否両論である。「恋愛小説としては説得力に欠ける」という論評がまず目を引く。果たしてこの小説は恋愛小説なのだろうか。もう一つ目を引くのは「Fiona が判決にミス犯した」という論評である。輸血拒否を却下したのは果たして彼女のミスと言えるのだろうか。

### 1 Matthew と Mark の場合

メインである Adam Henry の訴訟の前に、小説では Matthew と Mark のケースが紹介されている。これは、信仰の問題にどれだけ法が介入できるかが社会の大きな関心事になっていることと、いかに Fiona が有能な弁護士であるかを示唆する、いわゆるプロローグと考えられる。Matthew と Mark は胴体が結合しているシヤム双生児である。膀胱だけを除いて、他の臓器はそれぞれが

持っているが、Matthew の脳、肺そして心臓はほとんど機能していない。反対に Mark の臓器はほとんどが健全で、彼の力強い心臓は Matthew の体に血を送り続け彼をどうにか生かしている状態である。ただ、彼の心臓にはかなりの負担がかかっているため、いつ機能を停止してもおかしくない。このままでは、二人とも死んでしまうのでロンドンの病院は二人の体を手術によって切り離し、Mark だけでも助けようとする。ところが、両親は敬虔なカトリック教徒で「彼らに生を与えたのも、命を取り上げるのも神の意志」として手術を認めない。病院側は裁判所に手術の許可を求めて上訴する。これは、あとのケースとなる Adam の踏まえとなるものである。信仰と法の問題を Fiona が Adam に至る前にどう裁いたかが焦点になる。Fiona は判決の冒頭で次のように Ward 控訴院裁判官の言葉を引用する。

As for the spectrum of positions, at one end were those of secular utilitarian persuasion, impatient of legal detail, blessed by an easy moral equation: one child saved better than two dead. At the other, stood those firm knowledge not only of God's existence but an understanding of his will. Quoting Lord Justice Ward, Fiona reminded all parties in the opening lines of her judgment, 'This court is a court of law, not of morals, and our task has been to find, and our duty is then to apply, the relevant principles of law to the situation before us—a situation which is unique.'<sup>1</sup>

一方には「二人を見殺しにするより一人の幼児を助けたほうがよい」とする実利的な、安易なモラルがあり、他方には固く神の存在と意志を信じる宗教がある。Fiona は判決に至った説明の冒頭で、この双子の特異なケースに対して 'the relevant principles of law' を見つけなければならないと説く。「法の意味ある原則」とは、Mark と Matthew 相互の利益を勘案することである。残念ながら、Matthew にとっての利益はほとんどない。しかし、手術をすれば Mark は助かるが、Matthew が死ぬことは確実で、殺人罪を問われる可能性もある。結局は理由付けの問題になる。Fiona がこのむずかしい局面を打開するのに用いた論理は 'doctrine of necessity' であった。ロンドン行き飛行機がハイジャックされ、乗客たちがテロリストによって処刑される危険性が高い場合、乗客たちの命を救うことが最優先とされる。つまり、テロリストを殺す正当性が法によって認められるわけである。よって、手術をすることは、死の危険にさらされている Mark を助けるためであって、そのために Matthew が死んでも殺人罪にはならないという論理である。

控訴院は両親の訴えを退けて、双子は二日後に手術室へと入っていった。Fiona は同僚の裁判官たちから驚きと賞賛のこもった言葉を浴びせかけられる。世間の関心も薄らいだ頃、Westminster のカトリック司教から「神の意志に従って Mark は Matthew とともに死すべきであった」という手紙を Fiona は受け取る。マキューアンは Adam のケースに至るプロローグとして、この特異な双子の例から、信仰と法が対立する場合があることを示している。さらに、Fiona が有能な裁判官であり、必要とあれば信仰の問題に介入して、法の原則を貫き通す冷徹な女性であることもマキューアンは読者に伝えている。

## 2 The Children Act (1989)

彼のケースを論じる前に、小説のタイトルにもなっている 'The Children Act' について基本的な知識を押さえておく必要がある。イギリスの児童保護制度は Industrial School Act (1857) と

Prevention of Cruelty to, and Protection of, Children Act (1889) の 2 つの法律に遡る。産業革命による大規模な社会変動、それに伴う家庭崩壊による児童虐待が問題になってきたのである。以来、子供と親、家族と国家、親と国家、子供と国家の関係について議論が繰り返され度重なる法改正を経て 1989 年にこれまで最も総合的と言われる Children Act が制定されたのである。この制定に大きなきっかけを与えたのは 1987 年に起きた「クリーブランド事件」で、多数の少女が短期間に性的虐待を受けてソーシャルワーカーに保護された事件であった。しかし、公的機関が関わっても虐待等によって子供が死亡する事件が後を絶たず、国家が家族にどこまで介入できるかという問題が改めて浮き彫りになっている。橋爪幸代氏は「近親間虐待への法的対応：日英制度比較」で次のように述べている。

一方、イギリスにおいては、虐待対応のための個別法は制定されていず、より広範な法が、虐待に対応する制度として置かれている。まず、児童については、1989 年児童法 (Children Act 1989) を中心に、様々な保護措置がある。さらに、2004 年児童法 (Children Act 2004) が、1989 年児童法を補填し、児童の保護のための組織的体制を整えるために整備されている。児童法は、児童虐待に特化した法律ではなく、児童福祉全般に関する法律であるが、イギリスにおいても児童虐待については、他の被虐待者と比べて、様々な保護措置が設けられており、特別な配慮がなされているといえよう。…

日本では、児童法において、保護の対象となる児童を 18 歳未満の者、虐待者について保護者 (親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。) と規定されている (児童法 2 条)。これに対し、イギリスでは虐待に特化した個別法がないため、虐待の被害者としての児童や加害者について、明確な規定はない。ただし、実際に児童の保護において大きな役割を果たしている 1989 年児童法では、対象となる児童を 18 歳未満の者とされており、地方当局は親責任 (parental responsibility) を有する者に対して様々な措置を取ることができるという規定がおかれている<sup>2</sup>。

*The Children Act* では、「エホバの証人」である父親 Kevin Henry も息子の Adam Henry も白血病の治療としての病院側の輸血を拒否することになる。ここでマキューアンが意図的に行っている工夫は死の危険にひんしている Adam の年齢を 18 歳に 3 ヶ月満たなくさせていることである。患者が成年に達していれば治療の拒否権は本人にあると法律に定められているので裁判所が介入する余地はない。小説として話が進まなくなる。Adam は未成年であるから輸血を受けるか拒否するかは法的には両親に任されることになる。ただこの場合、児童虐待あるいは児童の保護という観点から国が、つまり法が介入できるかという問題になってくる。Fiona は再び厳しい選択を迫られることになる。

日本でも似たようなケースが起きていて、その中でも 1985 年に起きた「大ちゃん事件」が参考になる。1985 年 6 月 6 日午後 4 時 35 分神奈川県川崎市高津区の交差点で大くんはダンプカーに両足を轢かれて救急車で聖マリアンナ病院に搬送される。午後 5 時頃医師は一刻も早い輸血が必要と判断し、両親に手術同意書にサインを求める。しかし、両親が輸血はできないと答える。医師は両親に怪我の状態を見せる。午後 6 時過ぎセンター長が父親の説得を試みる。大くんの意識がもうろうとなり、人工呼吸用チューブが取り付けられる。午後 7 時 10 分過ぎ、チューブを外して大くんの意思を確認しようとする。意識は戻らず、再びチューブ装着。午後 7 時 45 分集中治療室 (ICU) に移される。午後 8 時頃、大くんは自発呼吸を停止、瞳孔も開く。午後 9 時 18 分、死亡。この間

に医師は責任の所在をはっきりさせるために両親に覚え書きの提出を求め、提出されたのは「決意書」となっていて、息子（大10歳）がたとえ死に至ることがあっても輸血なしの万全の処置を病院側に求め、輸血を受けることは聖書に則って受けることはできないというものだった。

高津署は、輸血しなかったことと死の因果関係を解明するために、司法解剖の後、警察の鑑定医に死因の鑑定を依頼する一方、両親に対する保護責任者遺棄罪や未必の故意による殺人罪、医師に対する業務上過失致死罪、医師法違反などの容疑を追求できるか慎重に調査を進めた。鑑定の結果、(1)事故のものによる怪我が大きかった (2)急性腎不全をおこして、出血性ショック死につながった (3)したがって、輸血をしても助からなかった、として警察は両親や医師の刑事責任は問えないと判断した<sup>3</sup>。ここで、問題となるのは、いつの時点での輸血かということである。大くんのチューブを外して意思を確認しようとした時点であれば、輸血をしても助からなかったであろう。しかし、病院に運ばれた時点ですぐ輸血していれば十分に助かったであろうことは担当医が認めていることである。

「大ちゃん事件」は事故が起きてから大ちゃんが亡くなるまで3時間30分しかなかったが、Adamの場合は危険な状態に陥るまでわずかではあるが2、3日の余裕があった。Fionaは控訴院の裁定を下すまでに両親とその弁護士、そして病院側双方の主張を聞く時間的余裕があった。世間、特にマスコミ関係が大きな関心を示していて、「大ちゃん事件」とは違ってFionaは信仰と法の対立に真っ向から判断を下さなければならなくなったのである。

### 3 Fiona と Adam の場合

「エホバの証人」という宗教団体は1870年アメリカ合衆国においてチャールズ・テイズ・ラッセルらによる聖書研究会に端を発し、1932年にその名称が採択され、2014年現在公式ウェブサイトの言語数は500にも及ぶ。2012年現在で739万人の信者が世界で活動している。しかし、小説にも書かれているが輸血の拒否を明言したのが1945年で、以来さまざまな国で波紋を呼ぶようになる。なぜ輸血を拒否するのかは聖書の厳密な解釈によるものである。次の引用は輸血を拒否する父親への法廷での質問である。

‘Just to start by clearing up a simple matter, Mr Henry. The books of the Bible you mention, Genesis, Leviticus and Acts, forbid you to *eat* blood or, in one case, exhort you to abstain from it. In the New World Translation of Genesis, for example, it says, “Only flesh with its soul—its blood—you must not eat.”

‘That’s correct.’

‘Nothing about transfusion then.’

Mr Henry said patiently, ‘I think you’ll find that in the Greek and the Hebrew the original had the meaning of “take into the body”.’

‘Very well. But at the time of these Iron Age texts, transfusion didn’t exist. How could it be forbidden?’<sup>4</sup>

検察側は父親のヘンリー氏に、確かに創世記9：3-4には「ただし、肉は命である血を含んだまま食べてはならない」という文章があるが、「輸血」という言葉はないと指摘する。聖書の解釈が違っているのではないかとの主張である。ヘンリー氏はそれに対して‘eat’にあたるギリシャ語とヘブ

ライ語には「体に取り込む」という意味があるので、「輸血」にあたると答える。検察側は重ねて「鉄器時代には輸血の概念がないので、どうして禁止できるのか」と迫る。マキューアンは読者のために、どうしてエホバの証人が輸血を拒むのか、その論理的根拠となる聖書の解釈を法廷での尋問を通して説明してくれているのである。ヘンリー氏はただ「創世記に、そして天地創造のときまで輸血の禁止は遡る」と繰り返すのみで何ら論理的根拠を示すことが出来ない。検察側は最後に次のように決定的な論拠で輸血拒否の愚かさを示す。

'Do you know when Jehova's Witnesses were commanded to refuse transfusions?'

'It's set down in Genesis. It dates from the Creation.'

'It dates from 1945, Mr Henry. Before then it was perfectly acceptable. Are you happy with a situation in which in modern times a committee in Brooklyn has decided your son's fate?'<sup>5</sup>

「ブルックリン」が出てくる理由はエホバの証人の本部がニューヨーク市ブルックリンにあるからである。1945年に輸血禁止の通達が出されたわけで、それ以前は日常的に輸血が行われていた。別に聖書で禁止されているのではなく、聖書を解釈する団体の恣意的な判断なのである。

マキューアンは2001年9・11のテロ以来急速に過激的宗教集団に不信感を抱くようになった。*On Chesil Beach* (2007)では中世の過激的なキリスト教集団に言及して、その流れがナチス・ドイツに受け継がれていること述べている。*Black Dogs* (1992)においてはナチス・ドイツが黒い犬に姿を変えて現代の人間に襲いかかっているという象徴的な小説を書いている。彼のエホバの証人の輸血拒否に対する姿勢は明白であろう。盲目的な信仰が人権を、そして人の命を脅かしていると考えているのである。9・11テロ以来彼はイスラム過激派に批判的な発言をしているので、命の危険があるとさえ自ら発言している。彼は昔サルマン・ラッシュディを自宅に匿ったくらいであるから、彼の狂信的な宗教集団への不信感はかなり強いものであると想像できる。

さて、Fionaはここで裁判官として普段行わない行動を取ることになる。病院を訪れて直接Adamに会って、彼が正常に自分の置かれている立場を認識しているかどうか確かめようとしたのである。Adamと会話をするに従ってFionaは彼が正常であることを認識するばかりでなく、輸血を拒否するのは両親の命令に盲目的にしたがっている訳ではなく、彼自身の「エホバの証人」への信仰心の深さから来ることを認識する。ところが、Adamが創った詩を読み始めたところから、弁護士としてではなく、一人の女性として彼の命を助けたいと思うようになる。つまり、知性においてAdamははるかに18歳を上回っていることに彼女は気付く。18歳に3ヶ月足りなくても、十分に判断能力が備わっているということで輸血禁止を指示する選択肢もFionaにはあったのである。

My fortunes sank into the darkest hole  
When Satan took his hammer to my soul.  
His blacksmith's strokes were long and slow  
And I was low.

But Satan made a cloth of beaten gold  
That shone God's love upon the fold.

The way with golden light is paved  
And I am saved.<sup>6</sup>

Fionaはこの詩の意味を、悪魔がAdamのもとに来てハンマーで彼を打ち付け、彼の魂を金の薄板にし、それが神の愛を反射させその光が全ての人に注がれ、彼は救いを受けて自分の死が取るに足らなくなる、と解釈する。Adamは彼女が自分の創った詩を正確に理解したことに喜びの声を上げる。さらに、彼女はその詩の素晴らしさをまるで批評家のように解説してしまったので、彼のFionaへの関心が高まっていく。それが、愛情というものにも変わるきっかけがあったとしたら、彼の奏でるバイオリンに合わせて彼女が、自分でも予期せず裁判官としての権威を損ねる危険があるのにもかかわらず、「歌う」と言ったことであろう。

In a field by the river my love and I did stand,  
And on my leaning shoulder she laid her snow-white hand.  
She bid me take life easy, as the grass grows on the weirs;  
But I was young and foolish, and now am full of tears.<sup>7</sup>

この歌詞は奇妙にも病室で対峙するAdamとFionaの気持ちを表すものとなった。川のほとりに恋人同士が立っていて、男の子の肩に彼女は雪のように白い手をおいて川辺に育つ草のようにもっと緩やかに人生を送りなさいと言う。でも、少年は若く愚かで、今や涙で一杯であった。これはYeatsの詩‘Down by the Salley Gardens’である。この曲をAdamが弾いたのは全くの偶然であろう。ただ、Fionaが彼のバイオリンに合わせて歌を歌いたくなかったのもその歌詞の意味と彼女のAdamを助けようとする気持ちが重なったからと理解できる。彼はFionaに会って初めて自分が若く愚かである(‘young and foolish’)ことに気付いたのである。

裁判所に戻ったFionaは夜の法廷で、再びWard裁判官の言葉‘The welfare of the child therefore dominates my decision,’を引用して以下のように病院の訴えを認めてAdamに輸血をするように裁定をくだす。

‘Meanwhile, assuming a good recovery, his welfare is better served by his love of poetry, by his newly found passion for the violin, by the exercise of his lively intelligence and the expressions of a playful, affectionate nature, ... In short, I find that A, his parents and the elders of the church have made a decision which is hostile to A’s welfare, ... He must be protected from his religion and from himself.’ ...

‘Consequently, I overrule the wishes of A and his parents...’<sup>8</sup>

シャム双生児の場合もFionaはWard裁判官の言葉を引用していた。そのときは‘relevant principles of law’という言葉を使っていたが、それは取りも直さずここで頻繁に使われている‘welfare’に置き換えられる。精神的な幸せ‘happiness’というよりは社会で生きていく上での個人の利益、「福利」を意味する。FionaはAdamが死後の世界で感じる幸せ、あるいは治療を拒否する権利の中にある人間としての威厳、ひいては彼の信ずる宗教、そして今の彼自身よりも、可能性に満ちた彼の命のほうを「福利」として最優先にしたのである。

しかし、彼女は本当に論理的に考えた末にこの裁定に至ったのであろうか。Fionaが病院に出向

いたのは Adam が正常に自分の置かれた立場を認識しているかどうか確かめるためだった。Adam の精神は正常で、知性は驚くほど高く Fiona との会話にジョークを交えるほどであった。18 歳に 3 ヶ月満たないけれども、精神年齢からすれば 18 歳以上と判断して彼の意志を尊重して輸血拒否を認める裁定を出しても論理的にはおかしくなかった。結果的に、シャム双生児の場合と同じで、結論が先に出ていてその裁定に至る理由があとから付いて来るのである。Fiona が病院に行つて Adam に会う前までは彼女は裁定をどうするか決めていなかった。彼の精神状態を確認するためだった。しかし、彼の詩の朗読を聞き、彼のバイオリンの伴奏に合わせて彼女が Yeats の詩を歌ったとき「彼を助けるべきだ」という福利の名の下に隠れた、女性としての感情に突き動かされたのである。「生き生きとした知性」、あるいは「お茶目な愛くるしい性格」という言葉に裁判官としての一線を越えた愛情が読み取れるのである。

#### 4 狂気の始まりと終わり

裁定が下ったあとしばらくしてから、Fiona のもとに薄青色の封筒で Adam からの手紙が届く。内容は、力づくで輸血された憤り、他人の血が自らの体内に入り込む嫌悪感、そして両親の見せた涙が「エホバの証人」の教理を踏みにじられた悔しさの涙ではなく、息子が助かった喜びの涙であることが示す両親の信仰心の薄さであった。このとき以来、Adam は信仰心をなくして教会へも通わなくなり父親と激しい口論をし始めるようになる。手紙には次のような Fiona への愛が語られている。

I feel you've brought me close to something else, something really beautiful and deep but I don't really know what it is. ... I think about you all the time and really want to see you again. I daydream about us, impossible wonderful fantasies, like we go on a journey together round the world in a ship...<sup>9</sup>

信仰心を無くした Adam が彼の命を救い、詩と音楽の世界の美しさを教えてくれた Fiona に愛情を持つのは考えられなくもないが、年齢が 40 歳以上も離れたいわば老女に愛を語るのはいささか奇異な感じがするのは否めない。

この辺りからマキューアンの骨頂である「狂気」そして「筋の面白さ」が見えてくる。彼女から返事をもらえない Adam は彼女を付け回すようになる。Gray's Inn にある彼女のマンションのドアに手紙を置いたりするのは序の口で、父親と大喧嘩をして家を飛び出した日には、まるでストーカーのように彼女の巡回先である Newcastle まで追いかけて来るのであった。嵐の中を彼女の宿舎までずぶぬれになって歩いてきた Adam は彼女に向かって次のように言う。

'This is my question. When you hear it you'll think it's so stupid. But please don't just reject it. Please say you'll think about.'

'Well?'

He spoke to the table's surface. 'I want to come and live with you.'

She waited for more. She could never have anticipated such a request. ...

He had stalked her through the country, through the streets, walked through a storm to ask her. It was a logical extension of his fantasy of a long sea voyage with her, ...<sup>10</sup>



「彼女と同じ家に住みたい」というのは、もうここまで来ると「狂気」であろう。彼女から与えてもらった命ではあるが、信仰を無くした彼の心の拠り所はもう彼女しかないのである。しかし、こうした狂気的な愛に翻弄されるほど Fiona は若くない。ロンドンにいる母親へ携帯でメッセージを送るように Adam に伝えた彼女は、秘書に駅まで彼をタクシーで送るように、そして叔母のいる Birmingham までの切符を買ってその夜はホテルに泊まらせるよう命じるのだった。タクシーの運転手、秘書そして執事たちが外で待つ間、Fiona は彼らから見えない屋内で一人待つ Adam にしてはいけないことをする。控訴院の裁定で裁判官として超えてはいけない一線を越えたように、彼女は Adam の頬にキスをしようとする。しかし、彼は彼女の唇を求め、Fiona はしばらくの間彼のなすがままにさせておくのだった。この場面の描写を境に、*The Children Act* は恋愛小説の様相を呈してくる。

巡回裁判から戻って2ヶ月たった10月末、Fiona は再び薄青色の便せんに入った Adam からの手紙を受け取る。そこには‘The Ballad of Adam Henry’ と題した詩だけが書かれているのみだった。

But I'd been told on Sundays to live life by the rules. ...  
Then a fish rose out of the water with rainbows on its scales. ...  
‘Throw your cross in the water if you're wanting to be free!’ ...  
While she leaned upon my shoulder and gave the sweetest kiss.  
But she dived to the icy bottom where she never will be found, ...  
‘That fish was the voice of Satan, and you must pay the fee.  
Her kiss was the kiss of Judas, her kiss betrayed my name.  
May he<sup>11</sup>

1行目の「日曜日に規則によって人生を生きるように告げられた」というのは「エホバの証人」の戒律のことであろう。2~3行目の「水から虹色の鱗をした魚が飛び出して自由になりたければ十字架を捨てよと言った」とは、Fiona が輸血拒否に介入して Adam の命を救ったことである。4~5行目は巡回裁判のときに彼女が彼にキスをして、それから彼女から何の連絡もないことを恨んでいることが感じられる。6~8行目に至るともう彼は Fiona のことを‘Satan’あるいは‘Judas’と呼んで彼女を呪うほどに彼の感情は狂気へと様変わりしているのである。しかし、Fiona は結局 Adam は18歳の男の子だから、彼女のことは忘れ良い大学に行ってそれなりに楽しい人生を過ごすだろうと思い、今までと同じように返事は出さずにいた。‘May he’のあとに Adam が書こうとした1行を想像せずに。

12月になって Fiona はアマチュアのクリスマスコンサートを開くことになった。彼女はピアノを弾き、仕事仲間の男性歌手がその伴奏に合わせて歌うのであった。セミプロまがいの演奏会であったので聴衆はアンコールを要求し、Fiona が選んだ曲は Adam の病院で、彼のバイオリンに合わせて彼女が歌った歌だった。彼女は演奏を終えたとき感極まって、聴衆の割れるような拍手を背に受けて会場を飛び出してしまふ。やはり、彼女は Adam のことが忘れられなかったのであろう。家に帰ると、ソーシャルワーカーからの電話で Adam が4週間前に死んだことを告げられる。白血病が再発し18歳になった彼は治療の拒否権があるので今度は輸血を拒否して死んだのであった。Fiona は彼の最後の手紙に書かれてあった詩の最後の行を彼がどう書いたのか、消された字を再構築してみるとこのような1行になったのである。

May he who drowns my cross by his own hand be slain.<sup>12</sup>

「私の信仰心を無くさせた悪魔が自らの手で殺されますように」というのは、Fiona に対する激しい呪いであり、また信仰心を捨てた Adam 自身が自らの手で自分の命を絶つことを暗示させるものである。

## おわりに

「恋愛小説としては説得力に欠ける」という趣旨の論評として Eileen Battersby は以下のように述べている。

*The Children Act* is heavily rooted in legal research. Although short, it is very wordy. The characters prove an opinionated bunch. Fiona Maye is merely the tantalizing shadow outline of a potentially interesting creation. Always an astute, confident writer, McEwan is at his best in the first 200 pages of *Atonement* (2001) or in his terrifyingly real third novel, *The Child in Time* (1987), a major work which remains his most cohesive achievement. Here, he has set an unconvincing love story adrift in a pond of formulaic courtroom anecdote.<sup>13</sup>

小説の最初は、信仰と法の対立を Fiona がどう裁定するのかを中心にマキューアンは描いている。「エホバの証人」をめぐる輸血拒否問題は現在社会の関心を集めているテーマであり、彼は要領よくどこが判断を分けるポイントなのかを分かりやすく解説するような形で描いているので、いささか固い感じのする法廷ドラマではあるが、読者はそれなりに楽しんで読める。ただ、Adam が Fiona を付け回し、彼らが思わずキスをして互いのことを忘れられずにいるのは、やはり奇異な感じというか説得力がない。もともと法廷ドラマと恋愛小説とは異質なもので相いれない要素が強いのかもしれない。

「Fiona は裁定に間違いを犯した」という趣旨の論評は以下のように Olivia Cole が書いている。

Without offering plot spoilers, it's in this enraged and sexually dejected frame of mind that Maye makes a series of professional errors in the Adam Henry case.<sup>14</sup>

Olivia Cole は Fiona が Adam を救ったのは、夫 Jack との満たされない結婚生活であったとかなり踏み込んだ読み方をしている。筆者もこの小論で「裁判官として一線を越えた」と述べた。Adam が結局は輸血を拒否して死を選んだことを考えると、Fiona が最初から輸血拒否を認めておけば Adam は苦しまなくて済んだのである。そう考えると、なるほど彼女が判決にミスを犯したと言える。しかし、小説の最後で彼女は次のような結論に至る。

Adam came looking for her and she offered nothing in religion's place, no protection, even though the Act was clear, her paramount consideration was his welfare. How many pages in how many judgments had she devoted to that term? Welfare, well-being, was social. No child is an island. She thought her responsibilities ended at the courtroom

walls. But how could they? He came to find her, wanting what everyone wanted, and what only free-thinking people, not the supernatural, could give. Meaning.<sup>15</sup>

法の原則は、人間の福利である。人間が社会で生きていく上で、基本的な権利を保障するのが法の務めである。しかし、それが限界で、法は人間が生きていく上での「意味」は与えてくれない。Adam はそれを求めて Fiona にすぎたのである。小説が異なる結末を迎えたとしても、果たしてその「意味」を Fiona が、そして「エホバの証人」が与えることができたのかは疑問であろう。マキューアンは *The Children Act* で一番示したかったのは、「法の限界」ではなかったろうか。

#### 《注》

- (1) *The Children Act*, pp. 26-27.
- (2) 「近親間虐待への法的対応 — 日英制度比較」, pp. 197-199.
- (3) 「輸血拒否 — 1985 年大ちゃん事件」 [www.jwstudy.com/docs/blood/\\_suzuki\\_dai/](http://www.jwstudy.com/docs/blood/_suzuki_dai/)
- (4) *The Children Act*, p. 78.
- (5) *Ibid.*, p. 80.
- (6) *Ibid.*, p. 109.
- (7) *Ibid.*, p. 117.
- (8) *Ibid.*, p. 123.
- (9) *Ibid.*, p. 139.
- (10) *Ibid.*, pp. 166-167.
- (11) *Ibid.*, pp. 180-181.
- (12) *Ibid.*, p. 204.
- (13) 'Tried and found wanting: *The Children Act*, by Ian McEwan'.
- (14) 'Ian McEwan's *The Children Act*: review'.
- (15) *The Children Act*, pp. 212-213.

#### 参考文献

- Battersby, Eileen. 'Tried and found wanting: *The Children Act*, by Ian McEwan', *Irish Times*, Sep 28, 2014.
- Cole, Olivia. 'Ian McEwan's *The Children Act*: review', *GQ*, Oct 20, 2014.
- McEwan, Ian. *The Children Act*, Jonathan Cape, 2014.
- 橋本幸代 「近親間虐待への法的対応 — 日英制度比較」, 『現代法学第 20 号』, 東京経済大学現代法学会, 2011 年。